

令和5年1月19日
奈良市母子保健課
電話 0742-34-1978

市独自で年間上限30万円の補助 不育症治療費等の助成を奈良市独自で開始します

不育症の治療に取り組まれているご夫婦を支援するため、奈良市独自で年間上限30万円を令和5年1月から補助します。これは県内市町村で最も充実した助成額です。また、近畿圏内中核市で年間上限額30万円を助成している市は複数ありますが、保険適応外・保険適応のいずれにも対応している市は奈良市のみとなります。

1. 不育症とこれまでの助成について

■不育症とは

妊娠はするが、流産を繰り返したり死産になってしまうことを不育症という。2回流産を繰り返すことを反復流産、3回以上流産を繰り返すことを習慣性流産といい、これに加え、死産・早期新生児死亡（生後1週間以内の死亡）がある場合を不育症と定義。

■検査・治療について

子宮形態検査（超音波検査）、内分泌検査（血液検査）等
低用量アスピリン療法、ヘパリンカルシウム在宅自己注射 等

■助成について

- ・令和3年度から、補助事業として、先進医療の「流産検体を用いた染色体検査」に限り助成を行っていたが、令和4年4月1日からこの検査が保険適用化されたため、令和5年1月19日時点では対象となる検査は無し。
- ・令和5年1月、市独自の助成を開始。不育症検査だけでなく、治療費にも適用。

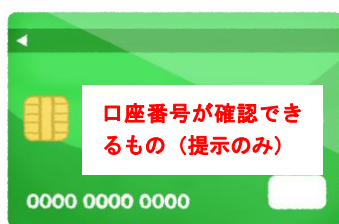
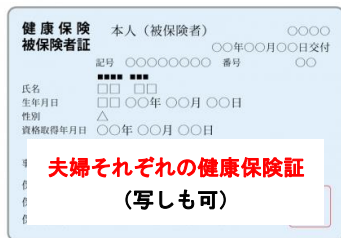
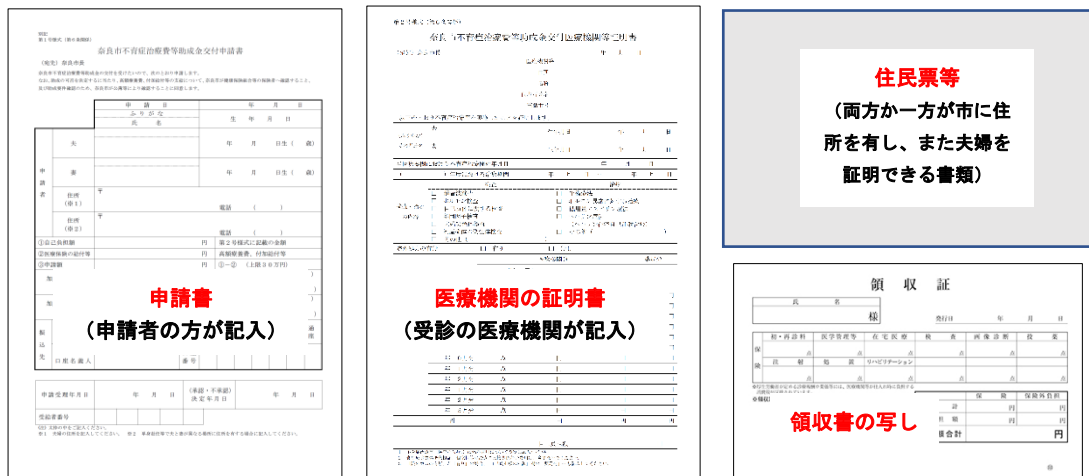
2. 不育症治療費等を奈良市独自で年間上限30万円助成

■助成内容

- 【対象】** 令和4年4月以降に不育症検査や治療を受け、市内に住所を有する夫婦（年齢制限なし。事実婚も対象）
- 【助成額】** 年間上限30万円（保険適応外・保険適応いずれにも対応）
- 【受付期間】** 1年度分(4月～翌年3月分)をまとめて年度末（3月31日）までに申請

※治療終了日が3月末等で申請期限に間に合わない場合は、必ず事前相談のうえ4月14日までに申請。

【申請方法】 各種申請書類は郵送か窓口に持参。母子保健課、課分室（市役所）まで。



【その他】 不育症検査費用助成事業の助成対象となる先進医療としての不育症検査は助成の対象外

■予算

4,813千円（令和4年9月補正予算）

■想定される助成件数

約16件（近畿圏内中核市の出生数における助成実績 0.4%~0.8%をもとに算出）

$$\text{奈良市 令和2年出生数 } 2,057 \text{ 人} \times 0.8\% = \text{約 } 16 \text{ 件}$$